

## 宇佐使についての一考察

恵良, 宏

<https://doi.org/10.15017/2244154>

---

出版情報 : 史淵. 98, pp.111-136, 1967-03-01. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 宇佐使についての一考察

惠 良 宏

(一)

宇佐八幡宮は全国に存在する神社の中でも最も数多い八幡宮の総社として周知の神社である。ことにわが国古代、中世においては伊勢神宮につぐ二大宗廟とされて朝野の崇敬を集めて来た。

宇佐八幡宮はその起源の特異性もさることながら、元来一地方神に過ぎなかつたにもかゝらず、しかもその中央に進出したのも奈良時代であつて他の神社に比して新しく、忽ちにして宗廟の地位を占めたその歴史はあらゆる面で特異な存在であるといえよう。

奈良時代後期において、国家的事件であつた「道鏡事件」にも宇佐八幡、宇佐神職団は多大の關係を有し——結局は八幡神職団の中央政權との結托による利益を意図したものであつたが——それ以来、中央進出を容易にし、その地位を確立した。宇佐使として伊勢に対すると同様に、天皇即位、國家の大事を奉告する勅使が派遣される慣例も、中央に対する宇佐八幡の地位が認承されたのに外ならない。

單に九州の歴史を見る場合においても、大宰府との關係や九州全域に分布した神領庄園の存在は庄園制研究の上におい

でも宇佐宮を無視しては考えられないと思われる。宇佐八幡宮に関する論考は以上のことから数多く行われて居るが、<sup>(1)</sup>こゝでは宇佐宮と中央との関係の中で、その一部分を占める宇佐使について述べて見たい。

註

- (1) 宇佐八幡宮の創祀はことにその發展ぶりが著しいところから、諸先学によつて注目され、その論考は夥しい。創祀については、二宮正彦氏「八幡大神の創祀について」(続日本紀研究九一四〜六号)にその研究成果がまとめられており、諸論考も紹介されている。その他、宇佐宮領庄園に関する研究、中世における宇佐宮の論考は、「九州中世史関係論文目録」(九州史学30・31号)及び「九州古代史論文目録—大宰府以前—」(古代文化十七—三号)に紹介されている。

(二)

宇佐使に関する史料はその国家的性格よりして、六国史を始めとして平安時代の記録類に記載されて居り、決して尠くはない。また江戸時代に鎌倉末以来中絶していた勅使派遣が再興されるに至り、その史料が蒐集され、<sup>(1)</sup>また明治初年にも勅使再興が行われ史料が編集された。<sup>(2)</sup>従つて比較的まとまつた形で見ることが出来る。併しながら、これらは有職、故実を目的としたものがほとんどで、宇佐宮との関係、宇佐使發遣に関するの經濟的或は社会的な面を知る史料には恵まれない。ことに京都より宇佐に至る山陽道、豊前国内の沿道における使の馭家役や諸國における負担状況などの問題には触れるところが尠い。

宇佐使に関する論考は、早く「宇佐和氣使考」(山田孝雄氏「国体の本義」所収昭和8)、「宇佐宮勅使参向由来」(小野精一氏「宇佐史談」所収昭和13)、「宇佐和氣使小考」(宮崎道生氏「史学雑誌56—2号、昭和22」)などがあり、宇佐使そのものではないが、その交通史的諸問題の面より考察を加えられた「社寺参詣の社会經濟史的研究」(新城常三氏、昭和39)<sup>(3)</sup>がある。こゝではこれらの先学の論考に導かれて、主として宇佐使發遣に関する諸問題を述べたい。

宇佐使は先にふれたように、豊前の宇佐八幡宮へ、奈良時代より國家の変事、大事あるときに發遣されたが、後に天皇即位を奉告する勅使も加わり、伊勢神宮における公卿勅使に次ぐ國家的な官使であつた。朝廷から諸社への奉幣使は、十二社、十六社あるいは六社奉幣など数多く知られているが、宇佐使は八十島使と同じく天皇即位にかかわるとともに、一方重大事件において發遣されたので單なる宗教的官使に止まらなかつたとも云えよう。従つてその發端は全くの臨時の使節であつた。

「西宮記臨時六」進發宇佐使事によれば、天皇一代に一度發遣する一代一度奉幣使、天皇が即位の後にそれを奉告する勅使、更に二年あるいは三年毎に發遣される恒例使とがあつた。この他に事にふれて發遣する臨時の奉幣があり、天災・争亂・變事を奉告し、その消災祈願の使者があつた。これらを總稱して宇佐使と呼ぶのである。

宇佐使の發遣回数<sup>(4)</sup>は、その起源を明らかにしえないが、天平三年(七三一)の奉幣から数えて、鎌倉時代末元亨元年(一一三二)をもつて中絶するまで五百九十年間に二百回<sup>(5)</sup>という数に上り、三年に一度という割合になる。伊勢神宮に対しては毎年九月十一日の列幣、六月、十二月の日次祭、神嘗祭、宇佐臨時奉幣に相当する公卿勅使の發遣等が見られ、その回数とは比較にならないが、平安・鎌倉を通じて、豊前国宇佐と京都との間にこの様に頻繁に交通がなされたことは、たとえ勅使という特別なものであり、また僅かの人数とはいつても、交通史上からも興味深いものである。一方宇佐宮のそうした宗教的權威と政治的な力の源泉、供給源であつたとも見られないであろうか。

宇佐宮と中央政府との結びつきは、宇佐八幡が史料に姿をあらわす時期からまもなく行われている。

八幡神の發現、創祀は、後世の縁起などによると六世紀半の欽明天皇三十二年、大神比義によつて行われたとされるが、史料の初見は天平九年(七三七)である。(統日本紀)八幡神は元來、宇佐地方の豪族宇佐公の氏族神比咩神と豊前に広汎に分布していた帰化系氏族秦氏の一族辛島勝氏の信奉した渡來神又は筑紫に發生した原始的産金守護神ともされる八幡

神が合体して成立発展したものであらうと考えられている。朝廷と宇佐八幡が関係を生じたのはこの時で、天平九年、新羅の無礼を伊勢・大神・住吉・香椎と八幡に告げる奉幣使を派遣したのに始まる。<sup>7)</sup>次で天平十二年（七四〇）、藤原広嗣の乱においては他の神社を措いて宇佐宮のみに戦勝を祈請し、翌年三月には奉養のために錦冠、経典、度者、封戸、馬などを施入した。<sup>8)</sup>十七年には奉幣使として阿倍虫麻呂が派遣されている。こうした一連の朝廷による宇佐八幡尊崇の動きにおいては中央の有力者藤原氏がその出自の中臣氏と神事という関係によつて八幡神と結合したのではないかと考えられ、早く宮地直一氏や中野幡能氏などによつて指摘されている。<sup>9)</sup>大宰府における藤原一族の進出は天平三年の藤原武智麻呂（大宰帥）、<sup>10)</sup>天平四年弟宇合（西海道節度使）同九年の大宰帥、広嗣の大宰少貳任官等があるが、天平三年、九年の八幡宮奉幣と一致するところより肯けるものである。

宇佐八幡宮の発展が俄に面期的となるのは東大寺大仏鑄造に際して、奈良に進出して神助を与えた天平十五年（七四三）からである。宇佐の地および宇佐八幡は仏教との関係が深く、神仏習合が行われた最も早い地域であり、神社であつたが、八幡神の呪験力と八幡神を支える帰化系氏族（秦氏とその一族辛島氏など）の産金技術でもつて大仏鑄造という尨大な費用と労働を擁する大事業に対して果した役割は大きく、八幡と仏教の習合が行われていた関係からも朝廷における仏教興隆の趨勢にも乗じ得、東大寺造仏との結びつきも容易になされたといえよう。その後の八幡神は封戸、位田などを授けられ一躍大社に昇格し、創祀の功労者大神氏も又昇進賜姓とまさに脚光を浴びる結果となつた。しかし、天平勝安六年（七五四）厭魅事件によつて、大神氏及び神宮は大きな打撃を受けるが、朝廷の信仰は従来と変わらず封戸の増加が続き、大神氏も又復帰した。この事件は宇佐宮内部の勢力争い、とくに反大神派の旧来の宇佐氏や辛島氏の神官神職競望などが作用したものであらう。<sup>16)</sup>

宇佐宮が再び朝廷に注目されたのは、有名な道鏡の皇位顛覆事件に際してである。神護景雲三年（七六九）、太宰主神中

臣習宜阿曾麻呂は道鏡に媚びて、八幡神の神託と称し、道鏡を皇位に即くべしと奏した。朝廷ではこの神託の真偽純明のために和氣清麻呂を宇佐に派遣し、再び神託を得さしめたが、有名な「我国開闢以來君臣定矣、以臣為君未之有也」という神託が生ずるまでには、宇佐宮神職団の道鏡やその弟大宰帥弓削淨人に阿諛する行動等もあつて、中立的な和氣清麻呂によつて調停がなされ、その決然たる行動によつてなされたものである。その結果、清麻呂の大隅配流が行われ、称徳天皇崩御によつて道鏡が失脚するや召換され、宝龜二年（七七二）本位に復し、豊前守に任じられた。豊前守に着任するや中央における道鏡一派排斥の動きに相応じて、宇佐宮内神職団に対しても肅正する手段に出た。道鏡に対する託宣は宇佐氏が宇佐宮内における地位を獲得するために道鏡と結びつき大神氏の追放を計つたと考えられるものであつた。清麻呂の爾正の結果、宇佐宮内における大神、宇佐、辛島三氏の競望を停止すべく、神官司祭者の位置が決定されることになつた。結果的には宇佐氏は大神氏の地位（大官司）を得なかつたが、少官司として宇佐宮内の地位を確認されたのである。その後、大神、宇佐二氏の大官司職をめぐる訶争は激化し、弘仁年間に至つて大神氏と同等の地位を得、ついに寛弘六年宇佐相規の大官司就任以後、大神氏を庠倒して宇佐宮領の拡大とともに宇佐宮最高司祭者の地位の独占と、經濟的實力を手中に収めていつたのである。

さて和氣清麻呂はその後、桓武朝の律令制再建政治を推進した土豪勢力の代表者として活躍するが、宇佐宮との關係は道鏡の事件を契機として、宇佐宮の内部訶争に介入し結果的には中央政府の統制支配下に組入れることになつたと考えられる。以下に述べる宇佐使ことに天皇即位の度の奉幣使に必ず和氣清麻呂の子孫が派遣される例となり、宇佐和氣使とも称され、和氣氏の嫡流を宇佐和氣氏とも呼ばれる様な關係をもつに至つた由縁であろう。

#### 註

(1) この史料集輯は、宇佐宮及び、朝廷で行われたらしく、現

在、宮内庁書陵部に宇佐使關係の史料が収められて居る

し、宇佐八幡宮及び旧社家にも種々なものが所藏されてい

宇佐使についての一考察(恵良)

一一六

る。例えば、延享元年「宇佐使御拝祝詞之事」、宇佐使次第、「文化元年では「宇佐使発遣次第」「宇佐使發遣一會」などが挙げられる。「礼儀類典」の宇佐使に関する写本は宇佐宮杜家の中ではかなり行きわたつており、数家の所蔵にかかるなどその再興が近世宇佐宮にとつて重要な関心事となつていたと推測できる。

(2) 明治三年五月に神祇官へ提出した「宇佐使旧證注進案」の奥書による。

(3) これらの諸論考のうち、前三者はいづれも戦前の論考で、従来知られた史料により、その發遣をまとめられたものであり、和氣清麻呂及び和氣氏に対する純忠とか偉考の顕彰に重点がおかれてはいるが、その發遣行事、發遣年について詳細に知ることができる。新城氏の論考は同書におさめられた「平安貴族の參詣」の項にふれておられるが、国司制度の衰退と庄園制の發展と宇佐使駅家役に関する考察が中心となつて居り、前者とは異なる新しい見方であると考えられる。

この他には部分的には諸論文にふれられている、例えば坂本太郎氏「上代の駅制」、小島鉦作氏「伊勢公卿勅使駅家役と社寺領庄園」(歴史地理57—6号)である。平野邦雄氏「豊前の条里と国府」——古代政治勢力の所在をめぐつて——(九工大、研究報告6号)

(4) 天平三年、奉幣ということは「宇佐託宣集」に記載されるのみで、統日本紀などには見られない。従つてもつとも早い奉幣は、天平九年(統日本紀)とする方が良いと思われ

る。

(5) 小野精一氏は二二〇回とされ(「宇佐史談」17—1)、中野幡能氏は江戸時代の再興と合わせて二一六回とされる。

(6) 「和氣清麻呂と勅使」(昭和四十一年、宇佐神宮秘宝展図録の解説による)。現在史料的に明らかかなものを数えれば、天平九年より元亨元年までに二二七回である。

(7) 扶桑略記、東大寺要録四

(8) 統日本紀、天平九年四月乙巳、の条

(9) 統日本紀、天平十二年壬戌、の条

(10) 統日本紀、天平十三年閏三月甲戌、の条

(11) 統日本紀、天平十七年九月甲戌、の条

(12) 宮地氏「八幡宮の研究」一一二頁、中野氏「宇佐八幡の発現に関する一考察」(西日本史学三号)

(13) 統日本紀、天平三年九月癸酉、の条及び「公卿補任」天平三年「家伝」下

(14) 統日本紀、天平四年八月丁亥、の条

(15) 統日本紀、天平勝宝六年十一月甲申の条、同年十一月丁亥の条

(16) 統日本紀、天平宝字八年九月癸亥の条及び統日本紀、天平神護二年四月丙申の条

その他に、奈良時代仏教の問題であつた民間の呪術、巫祝を主体とする民衆の仏教の發展が大仏建立ということ、一旦はそのエネルギーが利用されたが大仏の完成とともにふたゝび危険視され、抑圧される方向にあつたことと関連して、八幡神の呪術的な一面、大神氏女祢宜杜女の呪力な

どが排斥されたものとも考えられる。

(17) 続日本紀、神護景雲三年九月巳丑の条

(18) 平野邦雄氏「和氣清麻呂」昭和三十九年

(19) 宝龜四年正月二日、豊前国司解(石清水文書之二、三七七号)

(20) 平野邦雄氏「和氣清麻呂」一三一頁～一四一頁

(21) 類聚国史、卷十九「神宮司」の項、弘仁十二年八月戊寅の条

(22) 類聚符宣抄一、「諸神宮司補任」の項、寛弘六年八月廿三日太政官符

(23) 小田富士雄氏「宇佐弥勒神宮寺成立の背景」(九州史学六号、昭和三十二年十月)

(24) 道鏡事件における和氣清麻呂の働き自体が藤原氏の政權獲

### (三)

宇佐使は先述の如く、その成立の相違により三或は四に分類される。以下それぞれについて概観する。

#### (1) 即位奉告使―和氣使―

即位奉告使は別に和氣使とも呼ばれた。和氣使については先にもふれた「宇佐和氣使小考」によつて詳細に述べられているので、それに従つて略述する。

天皇の讓位、即位に伊勢神宮以下の天神地祇を祭り、奉幣することは、令に規定されるが、宇佐宮に即位奉告が行われたのは、仁明天皇、天長十年(八三三)四月、和氣清麻呂の子真綱が宇佐宮・香椎廟に天皇の即位を告げる使者に選ばれ

宇佐使についての一考察(恵良)

得のための策謀であつたという考えが支配的であつたが、

最近和氣清麻呂は「王權に直屬することによつて貴族間の政争の抑制勢力として登場する新しい土豪官僚」という中立的な立場で道鏡の事件に関係したといわれる。(平野氏前掲書及び「称徳・道鏡政權の構造とその展開」中川収氏(国学院雑誌六十六卷七号))なお和氣氏と宇佐は単にこの道鏡事件をもつてその關係を生じたのではなくて、清麻呂と深い關係を生じた宇佐神宮神職団とはお互に帰化氏族秦氏との關係の上に深いかわりを持つていたことも指摘されている。(平野氏前掲書一九六頁)

(25) 侍中群要八、「和氣清麻呂参宇佐宮絵詞」(宮崎道生氏「宇佐和氣使小考」所引)

(26) 山槐記、治承四年八月廿七日の条



たのが初見である。<sup>(2)</sup> 天長年中に至つて、仁明天皇の即位に特に奉告使を派遣した理由としては従來の慣例に従つたのであろうが、次のようににも考えられる。天長元年（八二四）九月に、清麻呂の子真綱・広世の奏請に基いて、和氣氏の氏寺であつた河内國の神願寺が京都高尾に移されて、神護國祚真言寺が成立したが、こうした造寺は和氣清麻呂と八幡神との約束であつたといひ、<sup>(3)</sup> 和氣氏は平安仏教ことに最澄・空海の外護者であつて、真言・天台の護國仏教の成立にも大きく関与したことが彼らの奏請とも関連し、かつて宇佐に使用して國家の危機を救つたという清麻呂が強く再認識されて、仁明の即位に際して佳例としてうけつがれ、その子真綱が選定されるに至つたのであろう。或は宇佐和氣使の構想はかつて清麻呂の言によつて皇位を得た光仁系の天皇に對し、その功績を即位の度に宮廷内の人々によみがえらせ、かつ和氣氏の朝廷内における政治的地位の保持を期した広世、真綱の政治的センスのあらわれが上表文となつたともいえよう。

その後、即位には貞觀元年（清和）和氣巨範、元慶八年（光孝）の和氣彝範、寛平九年（醍醐）和氣時雨より、後醍醐天皇、文保二年（一一三八）和氣嗣成までの歴代天皇の即位奉告には和氣氏が派遣されたのである。たゞ文徳天皇（嘉承三年）、陽成天皇（元慶元年）は和氣氏ではなく、高原王であり、在原友于であるので宇佐即位奉告使が開始された当初は必ずしも和氣氏とは限られていなかつたものであろう。

即位奉告の宇佐使は、西宮記に「和氣氏五位或新叙、又（下略）」とあり、北山抄、宇佐使立事に「即位之初、遣和氣

氏者、（中略）尋常不必具神宝等、但有御劍云々、往代御即位時、奉遣和氣氏并御神宝使等（下略）」、侍中群要にも

「宇佐使殿上五位、神祇下部、官符御牒、御即位時、和氣氏五位」などといづれも、和氣氏五位と見えて、かつて宇佐へ使した清麻呂が従五位下であつた故事にもとづくのであろう。従つて和氣氏が平安時代中期以後次第に衰微していつた時に、<sup>(4)</sup> 即位に際して新たに五位

に給爵され、勅使を勤仕する場合もあつた。大体は和氣氏長者或は正流をえらび従五位下を授け、或は昇殿を聴し使を奉仕せしめた。和氣使に限らず勅使を五位に叙し、昇殿を聴すのは、恒例臨時の使の場合も同様であり、寛仁元年（一一〇

一七)十月、一代一度奉幣使に定められた藤原良頼は出発に先立つて、九月十四日昇殿を聴され、承暦五年(一〇八一)、高階為章も宇佐使を勤仕すべしということ<sup>(8)</sup>で昇殿を認められ、同様に寛治四年(一〇九〇)、藤原行家は十二月十四日、出発の日に昇殿を聴されたほどであり、殿上人が選ばれる程宇佐宮に対する信仰が厚かつたが、次第に儀式的、形式化していったことは否めない。中流以下の地下の貴族達にとつて、宇佐勅使選定に当ることは殿上人となれることであり、五位に昇進出来ることであつた。平安時代も中期以降、その通送が円滑に行われなくなつて行つた時も勅使を嚮望することが見られたのもそうした路次の労苦に対するよりも昇進に対する意欲が作用したものであろうか。

## (2) 一代一度大神宝使(宇佐神宝使)

一代一代とは、天皇即位後一代に一度諸社に大神宝使を派遣するもので、「八幡宮の研究」では即位の奉告と同じとしているが、西宮記には分けて記し、後一条天皇即位後の長和五年(一〇一六)には和氣正重が即位奉告に派遣された後、翌年寛仁元年十月、一代一度奉幣の宇佐使に藤原良頼が定められたことからも即位奉告とは異なるものと解せられよう。大体、天皇一代毎に派遣されたように思われるが、和氣使や恒例使と合する場合も見られる。<sup>(11)</sup>

神宝とは、本朝世紀に「神財<sup>(12)</sup> 御劍鏡 綾鏡 類也 幣帛 類也」<sup>(14)</sup>とあり、左経記、兵範記、三長記などに見られる様な、金銀幣、劍、錦蓋、玉佩、鏡、鈴、弓矢杵といつた祭祀用のものや御神体の装束類を始めとして神宮に納める錦、綾、布などを指したものであり、使にそえて神宮等の禄料とする絹、布、綿などがあつた。<sup>(15)</sup>またこうした大神宝使の勅使が中絶した室町時代に至つても、造営の行われた後には、藏人所より神宝を送つたことが知られる。「応永廿五年(一四一八)より廿六年にかけて行われた宇佐宮造営時には、神体装束として法体御服一揃(十六種)、俗体御装束(十五種)置物十九種、座具十九種が送進されている。<sup>(16)</sup>こうした神宝とは要するに神殿内の所謂御神体と称せられる物であり、その憑代であり、神像などの装束類及びその料物であつたと考えられる。

神宝の調進は、使發遣の日時が定められるとその發遣の前に宇佐神宝行事始が行われて、宇佐神宝行事所<sup>(18)</sup>において神宝が調進され、出發の日に天皇が一覽する例であつた。<sup>(19)</sup>行事所は作物所(西宮記)あるいは造物所(三長記)といわれ神祇官に置かれ、行事藏人が出發の三十日以前に開始させたことが知られる(三長記)。藏人所において勘した日時によつて開始されると行事藏人が諸司をもつて行事所となして神宝及び装束等を調えることが慣例であつた(西宮記)。以上は全て恒例使の場合における神宝の調進であつたが、神宝の程度の差でもつて大神宝との区別がなされたのであつて行事所における調進方法には変るところはないと考えられる。これらの神宝幣帛料には長保元年(九九九)の頃には大宰府の進める絹を充てている。<sup>(20)</sup>がその後どの様にして経費を得たか不明である。建久七年(一一九六)には神宝用途は成功(売官)でもつて捻出し、諸國に宛催した様である。<sup>(21)</sup>

宇佐神宝と同時に香椎廟の神宝も調製されていた。後述するように宇佐使は必ず香椎に参向するのが例であつたためである。<sup>(24)</sup>

### (3) 恒例使

西宮記臨時六進發宇佐使事の条に、「恒例使、隔二三年進發」とあり、北山抄六宇佐使立事にも「○前有指事時、被奉使者、無有年限、而近例三年一度奉遣云々」と見えて、三年に一度神宝を調進し奉幣したことが知られる。また宇佐行幸会縁起によれば、神服神宝を六年一度貢進したと註せられているので、大体三年或は六年に一度發遣されたものである。拾芥抄下の伊勢宇佐勅使始には昌泰元年(八九八)八月、藤原如道をもつて宇佐宮派遣勅使の始とするのは、『古事類苑』(神祇部)にも述べる如く、三年一度の恒例使の開始を指すものであろう。本来は事ある毎に發遣されたのが醍醐天皇の昌泰頃より三年一度の行事と定まり、単に宇佐使というときは大体これを称したものと見られる(西宮記七)。必ずしも三年(或は六年)に一度行なわれたものではなく、有事の際に派遣されたのが十世紀後半より頻發し、三年、六

年と發遣され、即位奉告、臨時と合致して、連続、隔年發遣という状態も起る程であつた。大体において鎌倉前期承久元年（一二一九）までこうした状態が継続している。摂関政治、院政期に一段と發遣が増加し、更に平安末期の争乱、鎌倉幕府の成立と政治的な変遷が激しかつた時期に多くの發遣が見られることは、必ずしも恒例使とは限らないが興味深い問題の一つである。

#### (4) 臨時使

宇佐使が元來臨時の使節であつたことは、西宮記、北山抄がすべて臨時の項で取扱ひ、延喜式などにも規定されない所より察せられる。和氣清麻呂の宇佐派遣も全く国家的變事による臨時の使者であつた。むしろ宇佐使本來の姿であつたと考えられる。内乱、外寇、災異、革命などによる發遣であつたが多くは宇佐使（恒例）に托して奉告せしめる例となつたようであつて、本來の目的が忘れて慣例となり行事的なものが主となつた事を示すものであろう。

これらの例を掲げると、内乱大事は先にもふれた天平十二年（七四〇）藤原広嗣の乱において戦勝を祈願し、道鏡の事件において和氣清麻呂を派遣したのもこの中に入れられる。天慶二年（九四〇）の派遣、天慶三年（九四一）小野好古、五年（九四二）四月の小野道風の發遣はいづれも東西賊徒すなわち平将門、藤原純友の反乱における奉幣であつた。<sup>(27)</sup>

外寇ではすでに奈良時代に対新羅關係の悪化において香椎、宇佐への奉幣が見られたが、貞觀十一年（八六九）新羅海賊の貢綿船掠奪による翌年二月の大中臣國雄の宇佐香椎、宗像への奉幣があり、<sup>(28)</sup>長徳三年（九九七）十月十三日の藤原實方發遣は、十月一日に高麗人の鎮西入寇を大宰府より報告したためである。<sup>(29)</sup>文永六、七年（一二六九、七〇）及び建治三年（一二七七）弘安三年（一二八〇）の發遣も蒙古人の襲來に対する祈願であり、報賽であろう。その他、貞觀七年（八六五）には阿蘇山噴火による奉幣（三代実録）、應和元年（九六一）内裏火災や、宇佐宮の火災（治安二年）、香椎、石清水宮の焼亡（承暦元年、保延六年）などの奉告、告謝が行なわれた。

宇佐使については、以上の如く四種に分けられるが、その発遣についてもそれぞれに儀式的行事がなされた。しかも平安時代を通じてそうした使者の発遣は嚴重に執行されたりしく、西宮記、北山抄といった故実書には最も詳細にわたつてその儀式次第が記され、又数多くの貴族の日記類にも宇佐使に関する記事は概ね発遣の式次第に及ぶものが多いのである。鎌倉時代に入つても、玉葉、三長記などやはり前代に引つづいて詳しい記載が見える。これらのことから宇佐使発遣が当時の朝廷内、貴族社会にとつても重大関心事であつたことが窺われよう。

宇佐使発遣は、まず使者が占卜によつて定められ、これは前述の如く、即位奉幣の時は和氣氏長者、正流の適格者から選ばれ、五位の者でない場合は新に五位に叙し、しかも昇殿を聴かれて使者を勤仕し、その他の奉幣の場合も五位の者、或は殿上人から選定される慣例であつた。そしてこの場合も同様に、使者となつてから昇殿聴許、五位新叙が行なわれた。使者の選定は発遣の日時が勘定され、神宝が藏人によつて行事所に準備が命ぜられると行なわれた。康和五年(一一〇三)の宇佐使の場合を見ると、十月十四日に神宝始が行なわれ、おそらくこの日に発遣の日が定まつたと思われるが、十一月七日になつて使者藤原実明に選定が告げられ、廿四日に出発している。<sup>(31)</sup>

天永三年(一一二二)の発遣も、十月十一日に右少弁実光は、十月廿五日の発遣に先立つこと十四日に「可勤仕宇佐使、於殿上被仰」<sup>(32)</sup>ているので、他の例が明らかではないが、その選定も本人とのかかわりなく行なわれたものではなかつたかと考えられる。即ち仁安三年(一一六八)前後の宇佐使に選定された右衛門佐某は使に点ぜられた時は京に不在であり、そのため請文の呈出を催促されている程である。使者に点定されると請文を出して正式に定まつたようである。

勅使として発遣された人員構成は、その遞送を命じた天曆四年九月十三日の太政官符に使藤原克忠、卜部方本が見え、<sup>(33)</sup>長曆四年(一一〇四)十月の藏人所牒には使藤原泰憲、卜部行盛、藏人所よりの小舎人二人の計四名が記載され、<sup>(34)</sup>仁安三年(一一六八)五月廿八日の太政官符にも使者和氣相貞、卜部伊岐致安、左右近衛各一人、持幣帛四人の計八名があり、<sup>(35)</sup>

下つて文永六年（一二六九）八月十二日の宇佐八幡宮使牒にも使藤原明範、主典伊岐宇它の兩名が見えているが、左右衛門府の衛士が夫々一名宛記されるので、使者の他には必ず卜部或は主典（神祇官の主典であろう）が伴い、近衛府或は衛門府の衛士が左右より一名宛、及び神宝を運送する持幣帛夫（左経記）が随行したものと解せられる。天曆四年は使者と卜部であるがおそらく神宝運送夫も従つたであろうし、文永六年の場合は持幣夫が見えないが、同牒の奥書に机饗八前とあるので八名かとも思われるが、この時の伝馬が四疋であるところより或は鎌倉時代となつて発遣回数も次第に減少した時の使者であるから四名であつたとも考えられよう。この点、伊勢公卿勅使の場合ははるかに大規模な人員構成である。小島鉦作氏の研究によれば寛治四年の勅使の場合は使以下副使、中臣、忌部、卜部、神部等に夫々従者が付き、更に執幣、馬丁、飼丁、神宝持など総数八十人が従つた。その後平安末期を通じてその人数はつねに四十人を超える多数であつた。仁安三年の際などは一行総数二百七十人に上り、鎌倉時代に入つた寛喜三年の時には八百余人に達した（民経記）といひ、路次の供給の困難さを一層増し、ついには発遣が断絶するに至る要因となつたとされる。これに比し、宇佐使は和氣氏及び勅使については夫々従者を伴つたと考えられるが記録にあらわれない。伊勢勅使の場合は使者がそれぞれ従者を伴ひ、それに対する供給も行なせたため、次第に行楽的気風を生じて夥しい人数が随従していつたのであらうとされている。

卜部が必ず従つたのは、八十島使に心ずそれを奉仕する宮主が神祇官に属する卜部の中から派遣されたのと同様な意味を有するのであらう。<sup>(39)</sup> 宇佐に至つて卜部は神宝の勘渡を行なっているので、その本来の性格から神宝を送進することについての支配管理を司つたものであらう。<sup>(41)</sup> 衛士はいうまでもなく使者の護衛であらう。

さて使者も決定し、神宝幣帛の準備が調うと宣命草及び清書、官符、牒等が作製され、先一兩日に殿上において使者の

餞が行なわれる。又左馬寮「一馬」が神馬に選ばれて潔齋飼が与えられる。いよいよ發遣の当日は上卿が着陣の後、御餞が行なわれ、宣命草、清書を奏上、ついで石灰壇において天皇の神宝御覽の行事があり、「和氣使の時は神宝中劔のみ覽じたという」次に神馬御覽が行なわれ、三廻り引くのが例であった。その後使を陣座又は小板敷に召して宣命を給い、勅命を含んで、御衣一襲を下賜する。公卿勅使の場合は天皇自らが言葉を賜つたが、宇佐使へは上卿が取次いだ。陣に帰つて官符に内印が行なわれ、馱鈴が下され、神馬に対しては御馬宣旨が給され結政請印をすまして退出、使者は内藏寮より進發した。使者は宣命をはじめとして、遞送の太政官符、同藏人所牒、祿綿官符、御馬宣旨、神宝幣帛目録等の文書を持参した。宇佐への奉幣時には香椎宮へも同時に行なわれ、当初宇佐香椎使とも称された如く、宇佐使に托して行なつた。開始された初期の頃(寛平九年-天慶九年)は宇佐に至つてから香椎の幣料を分けた如くであるが、<sup>(44)</sup>後には最初から宇佐、香椎の神宝は定められている。<sup>(45)</sup>

また使に給する祿として太宰府府庫の調綿が給せられた。祿綿官符を和氣使を除いて必ず与えられたので使者は宇佐へ行き、更に香椎に奉幣して太宰府より祿綿を受けたと考えられる。遞送に関しては後述するが太政官符を太宰府に向う諸國司に下し、遞送を疎怠なく行なわれ、更に藏人所より、使者の路次の儲(供給)のために通路の諸國に牒しているが、使も自から路次の國々に申し送つて供給を依頼している。路次の供給は魚味を供しない精進であつた。<sup>(46)</sup>北山抄には「遞送事(○中)近例不給所牒、給官符也」とあつて藏人所牒が見られず、西宮記六にも見えないが、中右記(大治五年)三長記(建久七年)にも藏人所牒が見えるので廢止されたのではないと思われる。

以上の様にして出發し、その發遣されるのは、元來が臨時の使であつたから特に定められてはいないが、恒例使、神宝使は大休十月、十一月、十二月が多く、宇佐到着に要する日数は予め勘定され、出發に際して勅使に告げられる。<sup>(47)</sup>寛治四年の宇佐使は十二月十四日出發して、正月十三日宇佐參宮と定められた。康和五年は十一月廿四日出發し、十二月十五

日に到着した様である。<sup>(48)</sup>所要日数は二十六日、二十一日と一定はしていない。鎌倉時代に入つて建久七年の發遣においては十一月廿九日の出發、十二月十九日の到着予定であつた。日数は二十日である(三長記)。ほとんどの日前後を要したと見て良いだろう。

勅使の参宮日が予め定められたのは、中右記にも見える如く、朝廷において天皇がその前日より「御精進、禁斷殺生」し、服喪者などは参内を許さぬ程で、あくまでも勅使は天皇の代理として、その参宮の日には天皇も精進することによつて参宮と同じ効果があると考えられる神道的觀念に基くものであろう。

勅使は京都より、大宰大路(山陽道)を通り宇佐に赴いた。九州に入つてからは宇佐迄は明確には知りえないが、古代の交通路は門司杜崎駅から始まり、豊前津津駅より大宰府大道より岐れて、豊前国府附近を通り宇佐駅を経て、豊後、日向、大隅国府に至る西海道東路があつたので、これによつて宇佐へ到達したものであろう。宇佐使はつねに香椎廟への奉幣も行なつたので、一旦宇佐に到り、そこより引返し豊前国府より田河に出て、更に関の山(嘉麻郡)を越え筑前綱別駅を通り、伏見駅(穂波郡)をへて米ノ山峠を越し葦城より大宰府に至る通路を経て大宰府に至り、更に大道を香椎に向つたものであろうか。左経記によれば、寛仁元年の使の場合、大宰府へ行き、それより宇佐へ参ることになつている。文永六年八月の宇佐使は、大宰府に牒して、兼ねて筑前島門駅家祇候のことを下知させているので、<sup>(49)</sup>宇佐へ行く途中か香椎へ向う折か定かではないが、いづれにしても香椎宮へは大宰大路を利用したことが明らかであろう。島門駅は豊前津津駅(北九州市小倉区到津)より大路に沿う筑前独見(北九州市八幡区鳴水カ)夜久(同八幡区下上津役)の次に位置して、大路中最大の駅家で、<sup>(51)</sup>すでに貞観十五年(八七三)には駅の渡船二艘を筑前国費で購入したことが知られ、<sup>(52)</sup>遠賀川に面した所謂水駅でいけば大宰府の北東の関門ともいふべき要地であつた。

平安時代中期以降、宇佐使通送、路次の供給が困難になつて以来、従来陸路をとつた發遣も寛仁元年(一〇一七)の藤



原良類の大神宝使が播磨より船を利用して瀬戸内海を航行してより、海路をとるのが慣例になった。<sup>(93)</sup>海路をとった使が宇佐へそのまゝ着岸したか、<sup>(95)</sup>門司に上陸して豊前国内は陸路を利用したかは窺うすべもないが、<sup>(96)</sup>弘安三年(一二八〇)の勅使和氣篤成の参宮は、宇佐宮へ着く以前に宇佐河駅館に到着しているところから、<sup>(97)</sup>豊前国内は陸路であつたと推定される。鎌倉時代に入つても(文治二年)宇佐使は海路をとり、九州に入つては文永六年の例の如く陸路をとつた。江戸時代延享元年(一七四四)に再興された宇佐使発遣においては陸路を通り、最初に宇佐に来て、更に宇佐より筑前香椎に参向した。<sup>(98)</sup>この時の通路はいうまでもなく山陽道、中津街道(小倉―宇佐)で、帰路は宇佐を發ち小倉に出て長崎街道(小倉―木屋瀬)をへて、木屋瀬より植木(鞍手郡)へ出て、赤間、畦町(宗像郡)を通り香椎、博多に至る赤間道であつた。

註

- (1) 神祇令第六
- (2) 続日本後記、元長十年四月五日
- (3) 類聚国史、天長元年九月壬申、続日本後記、天長十年十月戊申
- (4) 和氣氏は清麿の曾孫、時雨が医道によつて名を挙げて天曆十一年、典葉頭に任じられて以来代々医術の家として朝廷には残りえたが、もはや清麿の時代のごとく廟堂における地位は確保できなかった。(竹内理三氏「宇佐和氣使と和氣医道」人物叢書附録一二二号)
- (5) 御堂関白記、寛弘年十月十四日
- (6) 範国記、長元九年八月廿二日、百鍊抄、文治元年十二月十三日、正流とはそのまゝ、氏長者のことではなくて、清麿の子孫正世の子相法、相成兄弟の系統が正流とされた。和氣系凶に
- (7) 左経記、同日条
- (8) 水左記、同日条
- (9) 中右記、同日条
- (10) 御堂関白記、寛弘九年閏十月十四日、範国記、長元九年八月廿二日
- (11) 同書、一四九頁
- (12) 左経記、寛仁元年十月二日
- (13) 北山抄六、宇佐使立事
- (14) 同書、天慶元年十月九日、壬午の宇佐宮に対する宣命
- (15) 左経記、寛仁元年十月二日、神宝支配事
- (16) 応永廿七年正月廿五日、藏人所宇佐宮神宝装束送状(小山田文書八一号)

よれば、崇徳天皇以降の和氣使は相法の子孫に限られてゐる。

- (17) 中右記、寛治八年十月十一日に神宝始めが行なわれ、次いで十二月四日発遣されている。
- (18) 三長記、建久七年十一月廿八日
- (19) 西宮記、北山抄をはじめ、小右記、中右記などの日記類に数多く見られる。
- (20) 三長記、建久七年十一月廿八日
- (21) 小右記、寛仁元年十月十二日、中右記、大治二年十月三日
- (22) 権記、長保元年十一月廿七日
- (23) 三長記、建久七年十一月廿九日、兼日催沙汰事等として「用途事、召付成功之輩、又成御障催諸国幣料率分所切諸国」と見える。発遣の費用が成功で行なわれたのは、齋宮の場合もある。宇佐使神宝及び発遣も同様であつたろう。
- (24) 宇佐使についての記事には必ず香椎への奉幣が見えている。また宇佐香椎使とも称せられた。古事類苑、神祇部九十六、香椎宮にもふれている。小右記、長元五年十二月三日の条に「宇佐使之時、有香椎宮御幣、此度有御幣、是前例也」ともある。
- (25) 「宇佐使旧證注進案」に当宮私記にありとして引用する。その史料的价值は明らかではないので充分には信が置けない。
- (26) 本朝世紀、天慶元年十月八日、辛巳の条
- (27) 本朝世紀、天慶五年四月廿七日、庚辰の条、日本紀略二、同日の条
- (28) 日本三代実録十六
- (29) 日本三代実録十七
- (30) 小右記、同日の条

宇佐使についての一考察(惠良)

- (31) 殿曆、同日の条
- (32) 陽明文庫所藏兵範記、仁安三年三月卷裏文書、春宮大進某書状(平安遺文四八三〇号)
- (33) 類聚符宣抄(-)
- (34) 朝野群載二十、大宰府
- (35) 左経記、同日の条
- (36) 宇佐宮益永文書
- (37) 小島鉦作氏「伊勢公卿勅使駅家役と寺社領庄園」(歴史地理五十七卷六号)
- (38) 兵範記
- (39) 滝川政次郎氏「八十島祭と陰陽道(その一)」(国学院雜誌六十七卷一号) 昭和四十一年一月
- (40) 和氣篤成参宮記(到津文書七一号) 弘安三年一月十六日の宇佐使和氣篤成の参宮のさまを記したもので、その奥書に「此日記者、元応三年正月十五日、擬大宮司重輔宿称本書写也、近日勅使可参宮之由披露之間、為存知候」とあつて鎌倉末期の成立であることが知られ、最後の宇佐使となつた、元亨元年二月の奉幣に備えて書写されたものである。
- (41) ト部が随従するのは、公卿勅使、八十島使などにも見られる。こうした奉幣には必ず参加したものであろう。託宣を受ける場合も必ずト部によるト食を経てからそれを受けたものである。(「八幡宮の研究」四七頁)
- (42) 三長記によれば、「御在位可久之由被仰例也」とある。
- (43) 寛平四年九月一日、藤原恒求の宇佐香椎使発遣が用語の初見である。(日本紀略前編二十)

- (44) 宮崎道生氏「宇佐和氣使小考」(史学雜誌五六—二)
- (45) 兵範記、仁安三年五月廿八日の条「宇佐宮神宝目錄」
- (46) 中右記、大治五年十一月十九日、裏書
- (47) 三長記、建久七年十一月廿九日
- (48) 中右記、同日条
- (49) 益永文書、文永六年八月日宇佐八幡宮使牒案
- (50) 島門駅は現在の福岡県遠賀郡芦屋町とも遠賀町島津ともいわれる。いづれにしても遠賀川の流れに面した地である。
- (51) 延喜式「兵部省諸国駅伝馬」によれば、筑前国諸駅中の駅馬二十三疋で最も多いことが知られる。類聚三代格十八駅家事の貞観十八年三月十三日、太政官符によれば島門駅家の修理は肥後園をして行なわしめ、駅具は筑前園が供していた。
- (52) 日本三代実録二十三、貞観十五年五月十五日戊寅の条
- (53) 左経記、寛仁元年十月十日
- (54) 玉葉、文治元年十月十七日、文治二年七月二日
- (55) 「弘安三年和氣篤成参宮記」
- (56) 宝曆集成絲綸録十八寺社、寛保四子年二月の条、及び続百一録、延享元年九月廿五日、元治元年甲子四月一日より、奉幣使御用留帳(筆者所藏)にも延享元年、文化元年の奉幣使の行程などが記載されている。
- (57) 宇佐へそのまゝ着いたとは余り考えられないが、宇佐宮近辺の海岸に和氣という地がありそこに、和氣清麿船繋石なるものがある。単なる伝説であり、奈良時代のものでないことは明らかであるが、或は中世の和氣使着船を物語るものではないかと推測される。
- (58) 平野邦雄氏「豊前の条里と国府——古代政治勢力の所在をめぐつて——」(九州工業大学研究報告6号、昭和33・3)によれば、宇佐使は、豊前国衛の外港たる京都郡草野津に上陸し、やがて仲津郡今井津に着船し、陸路を宇佐にとつたとされている。

#### 四

奈良時代以来律令制のもとで中央と地方とは種々の使節の往来が行われた。四度使、飛駅や令外の勘解由使などの政治的官使、防人部領使、追討使といった軍事的使節、更に唐物使、大宰貢綿使といった外交的、経済的官使など数多く挙げることができる。更に伊勢神宮や諸国の神社に対する朝廷からの奉幣使、祭使の如き宗教的官使の恒例・臨時の発遣も見られた。元來使節と称するものは事につけて発遣する性質のものであるから臨時的なものであつたが、次第に恒例化し、定着して官職となつたものが多く、使と称されるものは数多い。そうしたもののうち宗教的官使の代表例として伊勢神宮

の公卿勅使、宇佐八幡宮の宇佐使とがあげられる。本稿では宇佐使についてその起源、概略を述べてきたが、その発遣、  
通送に関して一、二の問題点にふれてみたい。

上述の政治的官使はもとより、宗教的官使たる宇佐使発遣における路次供給・通送は平安前期に至るまでは駅制によつて円滑に行われたものと考えられる。宇佐奉幣使は当初は全く事有る時の臨時の官使であつたから令に規定される如く駅伝馬を利用出来るものであつた。これらの駅伝馬利用の官使が駅制の衰退に伴つて次第に給食馬使に変化していつた時に同様に宗教的官使たる宇佐使もかつての駅伝馬を利用するものから国司による食馬の供給を受ける使に変化したとされるが、昌泰元年（八九八）より三年一度の奉幣使が発遣されるようになり、即位奉告の他は、臨時、非常の奉幣使が少なくなつていくという事実に比して興味深い。

宇佐使通送に関する史料の初見は、天曆四年（九五〇）の宇佐使発遣である。<sup>(1)</sup> 太政官符によつて山陽道諸国司と大宰府に對して通送と路次供給を命ぜられ駅鈴二口も授与された。本来、駅使であれば駅鈴でことが足り、<sup>(2)</sup> 官符が出される必要はないのであるが、駅制が実を失つた十世紀半のこの時点にも、国司に供給が命じられながらも駅鈴を与えたところは全くの形式であつて、駅制が変化してしまつたとともに、宇佐使発遣も非常事態の奉告が少なくなつて、内裏焼亡、<sup>(3)</sup> 天災祈消も恒例使に委托する状況に変化しているのである。

駅制崩壊後の宇佐使の通送は、沿道の国司（或は郡司）が旅宿、食料、乗馬などの供給を継承して行つたが、宇佐使発遣と同時に、この供給を要請する太政官符、藏人所牒が出されたことはすでに述べた。天曆四年の官符、長曆四年の官符、所牒はこうした事実を裏付けるものであろう。宇佐使の通送、駅家の供給は摂津、播磨、備前、備中、備後、安芸、周防、長門、豊前、豊後、筑前、肥前、肥後の十三国の国司に割当てられた。これらの諸国はどれも京都より宇佐及び香椎宮に至る沿道諸国である。十三ヶ国は鎌倉時代に入つてからの史料に見えるもので、平安時代の負担諸国は山城、播

磨、摂津、備前、備中、備後、筑前、豊前等が見えるのでほゞ変りなかつたとすべきであろう。豊後、肥前、肥後は沿道の国ではないが駅家雑事を負担したものと思われる。肥前国は鎌倉時代になつても雑事を負担する国であつた。<sup>(8)</sup>

藏人牒は国司等を動員しうる力のない中下級貴族が国司の接待を期待するために下付されたものであるが、宇佐使に必ず出されたのも使者に選定されたものが和気氏といつた中流貴族であり、他氏で使に選ばれた人物も多く新に五位に叙せられるといつた余り上流の貴族でなかつたことにも拠ると推量される。或は、使に藏人所の小舎人が従つた場合も多いので、<sup>(10)</sup> そうした関係で藏人牒が發せられたとも考えられ、更に神宝が藏人所によつて作製された（前述）関係に原因をもつものであろうか。

摂関政治の時代においては摂関家、貴族の行旅参詣に国司が宿泊、饗応等路次の供給を盛大に行つたことが知られているが、次第にその行過ぎが現われ、一方国衙領の減少による国衙財政の窮乏によつて、かえつて官使の応接の方面が疎略になつて来る有様であつた。<sup>(11)</sup> 藏人所牒がしきりに出されたこと、官符、所牒の他に更に摂関家御教書までが出されねばならなかつた。寛仁元年の宇佐神宝使藤原良頼は官符の他に、個人的ではあるが摂政頼通より御教書を路次の国司に下しているのも<sup>(13)</sup> そうした現象を示すものであろう。

国司によるこれらの貴族、官使就中宇佐使に対する経済的な供給源は国衙領であり、国衙正税であつた。例えば、保安元年（一一二〇）の摂津国正税帳に<sup>(14)</sup> 臨時用穀として「依左弁官月日宣旨、奉幣住吉・広田両社使用途」があり、駅馬を買充てる費用を計上しているのはそれを示すものであろう。平安中期以降、庄園制の発展により急激に国衙領が減少したといわれているが、一方国司も次第に遙任化し、知行国の制によつて従来国司に依存した交通接待も行われなくなつたのは当然であろう。そうした中で一般庄園にもまた勅使の供給し駅家雑事の課役が賦課されるようになって来た。これらの課役は臨時国役として国司によつてすでに早くから実際には行われて来たと思われるが、宇佐使供給の課役が一般の庄園に

課せられたのは天喜二年（一〇五四）東大寺領山城国玉井庄で同年に免除せられた史料<sup>(15)</sup>によつてしか明らかではない。従つて天喜二年以前には玉井庄では勅使供給夫馬の課役を出していたことを知り得る。こうした公卿勅使や宇佐使の如き交通にかかわる課役はその勅使の通行する沿道の国・庄園に賦課されたと思われるが、弘誓院領丹後国周枳社に宇佐役が免除されている例<sup>(16)</sup>からも、必ずしもそうとは限らなかつたようである。しかしながら、公卿勅使駅家役が近江、伊勢兩國に發遣の都度宛課<sup>(17)</sup>され、熊野使が紀伊国に課せられた例<sup>(18)</sup>からも現在、免除についての史料或は勅使役負担の史料がほとんど前述の国に限られるところから、丹後国の場合は弘誓院領の摂津、播磨の諸庄が免除せられた時に、諸役全ての中に宇佐使も課役の一つとして含められたものであつて実情とは異なるものと解したい。

すでに永観元年（九八三）宇佐使役の勤仕緩怠によつて山城、摂津兩國司の釐務が停止<sup>(19)</sup>され、寛治元年（一〇八七）の宇佐使では路次供給を儉約せしめられているが、<sup>(20)</sup>これは国司の供給が僅少であつたに他ならない。

これより以前から宇佐使供給を割宛てられた諸国の庄園の対捍は著しく、陸路を山陽道にとつて宇佐へ向うことは実現不可能となつたらしく、寛仁元年（一〇一七）の大神宝使良頼は播磨より船を利用したことは前述した。彼の場合当時大宰師であつた藤原隆家の長男であり、摂政頼通より御教書を路次の国司に下したにもかかわらず、結局諸庄の対捍によつて供給が出来ず、海路をとつたものであろう。その後永暦元年（一一六〇）備前国司も宇佐使供給を宛てられた諸庄園の対捍を明白に訴えていることからも陸路の通行があつたにしてもこの様に供給が行われなくなつて、次第に海路が選ばれる様になつたものであろう。鎌倉時代に入つた文治二年（一一八六）の勅使派遣は、治安資業の例によつて海路をとるべしと定められた。<sup>(22)</sup>これは鎌倉時代を通じて中絶に至るまで行われたかどうかは明確ではないが、中世に入り、鎌倉幕府による駅制設置が見られた時も山陽道においては、元寇を俟たねばならなかつたし、しかも早打で緊急事態のためであつたから、<sup>(23)</sup>本格的な交通路整備とまでは至らなかつた。従つてほとんど海路をとる下向が行われたのではあるまいか。元来、山

陽道及び西海道の新任国司は海路により赴任することが規定され、大宰府よりの貢綿、官人の眷米、その他主として物資ではあつたがその輸送は中世に至るまで海路をとつた。鎮西庄園の年貢に米が後世まで多量を占めたのもそうした水運によつて京都、畿内に運送されたのに外ならない。駅制がすたれ、更に駅家の雑事供給が困難となれば当然、従来利用度の高かつた瀬戸内海の利用が考えられたであろう。併しながら、本来は陸路通行であつて、江戸時代の宇佐使再興に於いては、陸路山陽道がとられたのであつた。宇佐使がどのようにして海路をとつて宇佐へ赴いたかは知ることが出来ない。播磨より海路をとつたことは、すでに寛仁元年の宇佐使の場合に見た如くである。宇佐使一行が播磨國のどの地点より船出をしたか明確に示すものはないが、鎌倉時代に入る文治元年（一一八五）の和氣相家の場合や「雑筆要集」に引く国宣によつて宇佐使が明石駅に關連したことを考え合わせて播磨國明石郡魚住泊が宇佐使出帆の場所ではなかつたか推測される。明石郡魚住泊は公の泊として政府の援助で港の修築がなされた瀬戸内海の港であつた。勿論、全ての使者が播磨から出たとは断言はできない。内海の最大の港であつた灘波津からも多く出航したであろう。或は平安時代も後期から中世へかけての宇佐使發遣の場合は多く、当時、内海海運の大部分を占め、且つ盛んであつた九州、内海庄園の年貢輸送船の往復の利用が考えられたのではないかと考えられる。瀬戸内海の地域は米穀の運送に海運が早くから利用された。中央の庄園領主はこの点に着目して、数多くの社寺領、権門領が成立を見たことは周知の通りである。重貨であり陸路の輸送には極めて採算のとれない米の運送には水運が最も有利であつた。更に内海の地が塩、魚貝の産地であつたからこの地の諸庄園と中央との海上交通は頻繁であつたといえよう。北九州の諸庄園からも多く米を運上したことは東大寺の庄園となつた觀世音寺領諸庄や中央貴族領（筑前高田牧など）など数多い。内海を通航し、九州に至るこれらの諸庄園の年貢米運送船の利用が考えられる所以である。<sup>(28)</sup>

以上の如く、国司制度崩壞の進行していつた平安末期における宇佐使派遣は、国司或は庄園の対捍によつて経済的には

ほとんど行き詰つた状態であつた。加えて平安末期の争乱による、政治的な不安を奉幣によつて粉飾するかのよう<sup>(20)</sup>に勅使(発遣は夥しかつた。しかもすでに在地における矛盾があらわれたかのように各地で叛乱が起つて居り、平治の乱後の大神宝使発遣であつた永暦元年の備前国諸庄対捍による発遣の困難さを導き、鎌倉時代に入つた源平争乱の後の、後鳥羽天皇即位奉告使、和氣相家の発遣時の如きは、武士の狼藉に会い神宝等を放棄して明石駅より帰洛したほどであつた。こうし<sup>(21)</sup>た時代の発遣は前述の如く数多く、摂関政治の頂点であつた藤原道長、頼通の時代より次第に増加し、院政開始の寛治三年(一〇八六)以来、三年に一度、或は六年毎と発遣が見られ、七年というのは僅に一度、大治五年(一一三〇)から保延三年(一一三七)の間だけという頻繁さであつた。そしてこうした時点において、今まで見られなかつた社寺領庄園における宇佐役免除の申請が踵を接して提出せられる状態が見られるのである。すでに天喜二年(一〇五四)東大寺領山城国玉井庄に宇佐役供給夫馬の課役が免除され、寛治六年(一〇九二)には筑前観世音寺領同国黒島庄田分の宇佐勅使大卿上下向雑事が免ぜられ<sup>(22)</sup>、同寺領筑前嘉麻郡碓井封では仁安二年(一一六七)先例では勤仕しなかつたのに、大宰府より「無左右、令切懸」めたために免除が行われた<sup>(23)</sup>。碓井封は、観世音寺が保安二年(一一二〇)に至り、東大寺末寺となつて以来、その寺領となり東大寺の働きかけによつて宇佐使雑事が免除されたのであろう。久寿二年(一一五四)山城弘誓院はその所領摂津国三島庄、石井庄、播磨国三方、藤三位庄などの宇佐使以下の国役を免除された<sup>(24)</sup>。がその後も官使、檢非違使等の入部によつて守られなかつたため貞応元年(一二三三)改めて免除せられてゐる。長寛元年(一一六三)八条院庁は播磨国田原庄の宇佐雑事を免じ<sup>(25)</sup>、養和元年(一一八一)後白河院庁は新熊野社領に公卿勅使、宇佐使等の雑事を停止して<sup>(26)</sup>ゐる。同社領の内には宇佐勅使下向路次の国に庄園が含まれてゐたからに外ならない。

鎌倉時代に入つても建久八年(一一九七)播磨国小犬丸保に免除が行われ<sup>(27)</sup>、高野山領備後国太田庄に伊勢神宮役夫工米とともに宇佐役が免除されるに至つたのは、従前述べて来た如くいづれも宇佐勅使下向の沿道に在つたからである。貞応



元年の弘誓院領諸庄の再免除も同様であろう。しからばすでに平安時代末期より海路をとっていたのに山陽道の諸国に位置した庄園に課役免除がなされたかといえ、一考として庄園内の公事に宇佐役が宛課されて次第にそれが慣例となれば、免除がなされても領家側では先例によつて徴収することが行われたのではないかといえよう。中世庄園における諸の名目的な公事徴収を考える時にすでに海路をとっていた宇佐使の下向に対し、陸路の沿道諸庄が相かわらず宇佐使役の免除を受けているのは、史料的な所見はないけれども、宇佐使發遣に托した国衛の税徴収がなされた事を意味するものではあるまいか。宇佐使とともに他の諸課役が免除の対象に一括されていることにも問題があるといえよう。貞応元年に免除を受けた弘誓院領はすでに早くから(久寿二年)免除されていたにもかかわらず官使、檢非違使などの乱入徴収がなされたことは、承久の乱後における在地の動搖の余波を受けたかも知れないが、課役と称して動もすれば国衛、在庁の収奪の手段とすらなつたのではないかと考えられる。こうした状態で、鎌倉中期に入ると一層宇佐使駅家雑事は困難を究めたらしい。<sup>(39)</sup>すでに建久六年(一一九五)宇佐使駅家雑事關分を私の勤として勤仕すれば昇殿を聴すと希望者を募つた様な事もあり、<sup>(40)</sup>天福元年(一一三三)四月十七日勅使和氣有式は、三日目にして、豊島駅家より、「雑事依不合期、難遂前途」しと帰洛したほどである。<sup>(41)</sup>しかして、元亨元年(一一三二)恒例使發遣を最後に、<sup>(42)</sup>奈良時代以来、連続した宇佐使發遣の事が杜絶するに至つたのである。その後は、鎌倉末より、南北朝期内乱にかけて、伊勢公卿勅使とともに發遣が考えられているが、<sup>(43)</sup>再興される延享元年まで發遣を見なかつた。

おわりに、宇佐使とその通送に関して概観して二三の点にふれて来たが、宇佐使と宇佐八幡宮の發展——殊に平安時代中期より大宰府に対抗し得る勢力に成長し、更に平安末期、平氏との結びつきによる發展と大庄園領主への地位へ上昇した過程に宇佐使が果たした役割をも考えねばならない。宇佐八幡宮における勅使参宮の行事、それに當つた神宮、<sup>(44)</sup>及び参宮

行事における宇佐宮領への所課役の問題などふれねばならないが、与えられた紙数もすでに尽きているので稿を改めて述べ度い。先述の様に、江戸時代後半の延享元年に及び、宇佐使は再興されるに至るが、現在宇佐八幡宮及び旧祠官家には数多くの関係史料が残されている。これらの史料をもとにして、平安、鎌倉期の宇佐宮における宇佐使への対応―政治的、経済的―復原の足がかりを得ることが出来るのではないかと考えている。

### 註

- (1) 『官職要解』、坂本太郎氏「上代駅制の研究」
- (2) 令義解、卷七、公式令
- (3) 坂本氏前掲書、第四編、駅の衰微
- (4) 類聚符宣抄
- (5) 令義解、公式令
- (6) 天徳四年九月廿三日の内裏焼亡は、翌年応和元年閏三月七日の恒例使に奉告されている。(日本紀略四)長保元年六月の内裏焼亡も十一月の三年一度例幣に奉告が行われた。(日本紀略十、権記)天暦以前とはかなりその發遣に相違が見られる。
- (7) 三長記、建久七年十一月廿九日
- (8) 山城―天喜二年(宮宣旨―平安遺文七〇九号)  
播磨―長寛元年(八条院庁下文―平安遺文補一〇四号)  
摂津―養和元年(後白河院庁下文案―同四〇一三号)  
備中・備後・豊前―養和元年(同右)  
備前―永暦元年(山槐記)
- (9) 筑前―仁安二年(大宰大貳庁宣案―平安遺文三四三八号)  
文永七年十一月八日、宇佐勅使役銭請取状(武雄神社文書)
- (10) 新城常三氏「社寺参詣の社会経済史的研究」第一章、古代の参詣
- (11) 良頼が供給官符をえたのは本来殿上人には給しないのを宇佐使は特別だということと給つたのである。この場合、藏人所牒も出されている。(左経記)
- (12) 左経記、寛仁元年十月八、九、十日、及び前章註(34)参照
- (13) 左経記、同年十月、中右記、同年十月十二日
- (14) 平安遺文補四五号
- (15) 平安遺文七〇九号
- (16) 山城随心院文書(大日本史料五ノ一所収)
- (17) 小島氏前掲論文
- (18) 殿曆、永久五年正月廿五日
- (19) 小右記目錄

- (20) 為房卿記（大日本史料(白)編ノ一所収）
- (21) 山槐記、同年十一月十三日
- (22) 玉葉文治二年七月五日
- (23) 新城常三氏「中世の駅制」（史淵九十四輯）
- (24) 類聚三代格、大同元年六月十一日太政官符
- (25) 左経記、同年十月十日
- (26) 百鍊抄、文治元年十二月六日
- (27) 河合正治氏「古代内海交通の諸問題」第三章内海庄園の形成（『内海産業と水運の史的研究』所収）
- (28) 東大寺文書中の観世音寺領関係文書、及び小右記などに見える。
- (29) 新城常三氏前掲著中熊野参詣に関する研究の項
- (30) 玉葉、文治元年十月十七日
- (31) 百鍊抄、文治元年十二月六日
- (32) 寛治六年十月九日、筑前国司庁宣（平安遺文一三三三）
- (33) 仁安二年十月廿日、大宰大貳庁宣案（平安遺文三四三八）
- (34) 随心院文書、乾（大日本史料五編ノ一所収）
- (35) 長寛元年十一月四日、八条院序下文（九条家文書）
- (36) 養和元年十二月八日、後白河院序下文案（新熊野社文書）
- (37) 建久八年四月三十日、官宣旨（壬生文書、大日本史料四編ノ五所収）
- (38) 文治二年五月十日、太政官符、建久六年十二月十三日、官宣旨（高野山文書）
- (39) 雑筆要集、国宣二十三（続群書類従、十一輯ノ下）
- (40) 玉葉、建久六年
- (41) 百鍊抄、十四、天福元年四月十七日
- (42) 革命、続史愚抄、元亨元年二月十六日、公卿勅使の發遣が中絶したのは小島氏によれば、嘉暦三年の發遣が最後である。
- (43) 圓太曆、興国七年七月六日
- (44) 宇佐宮神官の中には、御装束所、御馬所などの機関が見られるが、いづれも宇佐勅使のもたらす、神宝、神体の装束、神馬などの受領、管理などを支配したことが知られる。ことに御馬所の成立には勅使の奉納する神馬管理が預つて力があつたのではないかと考えているが別稿でふれた。檢非違所或は檢非違使なども、伊勢の神宮檢非違使との関連が考えられるのではなからうか。公卿勅使の参宮の場合、伊勢の大神宮檢非違使が治道―ことに神那内の弊固に当たつたことがいわれている。（渡辺直彦氏「神社檢非違使」―神道学四九号所収）

**A Consideration about the *Usa-no-tsukai* (宇佐使)**

**Hiromu ERA**

The Usa-Hachiman Shrine (宇佐八幡宮) that had been a provincial shrine of Buzen (豊前) district was raised at a bound to

the national great shrine with casting of the Great Buddha of the Todaiji temple at the middle period of Nara Era.

Since then, the belief of the Imperial Court for the Usa-Hachiman increased and on the occasion of Dōkyō's (道鏡) watching for the Imperial Throne which was one of the greatest events in the late Nara Era, Wake-no-Kiyomaro (和氣清麻呂) was appointed to an envoy and carried out his mission. As the auspicious convention, since the beginning of Heian-period the envoy to inform it to the divine was appointed from the posterity of Kiyomaro the every enthronement of the Emperor, and they were called the Usa-no-tsukai (or the envoy to Usa-Hachiman Shrine).

Besides, there was a few kind of envoys, the messenger of information on the occasion of the national events or accidents *daishinpō-shi* (大神宝使) who prepared the Holy treasure and dedicated it once in one emperor's lifetime, or from the late 9th century *Hōbeishi* (奉幣使) was sent once every three years, and since then it became a custom. The above mentioned envoys were the all Emperor's missionary and they were called Usa-no-tsukai.

After the middle period of Heian Era, with the collapse of the postal system (駅伝制), sending by post and supply in the way of Usa-no-tsukai was done by the provincial governor of Sanyōdō (山陽道) and Northern Kyushu (北九州) along the route, and the expention for it was allotted to the Shōen (莊園) and was collected by force. The obligation of the manor for Usa-no-tsukai was called *Usayaku* (宇佐役) composed of mainly the supply of workmen, horses and foods or the reception. But, with the collapse of the system of the provincial governor they were not done enough, and at last, down to the 14th century they were ceased.

The Relation between the growth of Usa-Hachiman which reigned over as the grand lord of Shōen and the *Usa-no-tsukai* wasn't cleared up so much, but it seems to me that they gave effects each other.

In this article, I'd like to mention about the problem of a systematical outline of *Usa-no-tsukai* and its transition of the method to send by post.